

NPO 通信

Contents

- 1 県民協働課からのお知らせ
- 2 協働デスクだより
- 3 長野県みらい基金からのお知らせ
- 4 NPO コラム～解散～

1 県民協働課からのお知らせ

定款変更は必要ありませんか～「貸借対照表の公告」へご対応ください

平成 28 年 6 月に特定非営利活動促進法が改正され、平成 30 年 10 月 1 日以後に作成する貸借対照表を毎年度公告することが義務づけられました。

定款の（公告の方法）の条を確認してください。「公告は掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う」などとなっている場合、貸借対照表の公告も官報に掲載することになります。**官報に掲載すると数万円の経費と事務手続きが必要です。**

貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とすることは可能です。特に、官報や日刊新聞紙を公告方法としている NPO 法人の皆様には、定款変更の検討をお勧めしています。

定款変更後	定款変更前
<p>第〇章 公告の方法 （公告の方法）</p> <p>第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については【〇〇〇】に掲載して行う。</p>	<p>第〇章 公告の方法 （公告の方法）</p> <p>第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

※【〇〇〇】の記載例

- ・この法人のホームページ ・内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）
- ・この法人の主たる事務所の掲示場（に掲示）

ご注意ください！

毎年度 NPO 法人が所轄庁へ提出する事業報告書等提出書類に貸借対照表が含まれており、所轄庁が内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載していますが、このことをもって NPO 法人が公告の義務を果たしたことになります。法人自らが公告してください。

長野県からのお知らせ

3 月は「自殺対策強化月間」です

- 変化に気づけるよう、普段からのふれあいを
- 「いつもと違う」と感じたら、声をかけ、話を聞き、相談窓口へつなぎ、見守りをお願いします。

【相談窓口】 詳しくは 

気づき

傾聴

つなぎ

見守り

こころの健康相談統一ダイヤル

☎0570-064-556

（精神保健福祉センター内）

（月～金（祝日・年末年始除く）・9:30～16:00

／通話料がかかります）

“消えてしまいたい”
“家族や知人が死にたいと訴える”
“身内が自死してつらい”などの
自殺に関する相談をお受けします

よりそいホットライン

☎0120-279-338

（年中無休・24 時間／無料）

どんな悩みにも
よりそいます

第7回信州協働大賞の受賞団体が決定しました

県では、「信州協働推進ビジョン」（平成25年3月策定）に基づき、様々な主体との協働を推進するため、優れた協働事業を実施している組織を「信州協働大賞」として知事表彰しています。7回目となる今回は、大賞2団体、優秀賞1団体、特別賞1団体を選出し、3月16日に受賞団体に対して阿部知事から賞状が贈られました。

大賞

令和元年東日本台風（台風第19号）
災害からの復旧、復興に携わった皆様

令和元年東日本台風災害における復旧、復興活動

令和元年東日本台風災害において、県内外から7万人を超える多くの災害ボランティアの方々や、支援活動を行うNPO・NGOが駆け付け、また被災された方々も自ら立ち上がり、行政などと協働して復旧・復興活動に取り組まれました。

それぞれの役割を果たしながら、復旧、復興という同じ目的に向かって“ONE NAGANO”となって協働し、現在でも継続的に活動を進めています。



【災害ボランティア活動の様子】

大賞

長野県災害時支援ネットワーク

災害時支援ネットワーク活動

～NPO、社協、行政等三者連携による災害復興支援

2018年1月から、災害時にNPO、社協、行政等の三者連携をスムーズに進めるためのゆるやかなネットワークを構築してきました。令和元年東日本台風災害において、情報共有会議を開催し全国から駆け付けたNPOやNGO、県内外のボランティア団体をつなぐ中心的存在となりました。

さらに、ONE NAGANO 災害復興応援会議の開催や農業ボランティアプロジェクトの実現など、協働の成果を創出しています。



【情報共有会議の様子】

優秀賞

ライオンズクラブ国際協会 334-E 地区

長野県の社会福祉の向上に向けた活動

平成24年に県と包括連携協定を締結し、県組織と連携・協働して活動に取り組んでいます。特に、障がい者スポーツ、薬物乱用防止、アイバンク、あいサポーターなどの社会福祉向上に向けた取り組みを中心に、奉仕団体という特性と県下の組織を活かして長年継続して活動しています。

今後も地域を巻き込みながら、継続的な連携と協働が期待できます。



【ポッチャ競技用具贈呈式での体験の様子】

特別賞

信州農業再生復興ボランティア
プロジェクト実行委員会

信州農業再生復興ボランティアプロジェクト

台風災害からの復旧に向け、JAやNPOが中心となり、県が技術的な助言をするなど、様々な主体の参加とそれぞれの専門性を発揮した協働により、農業ボランティアを実施しました。災害復旧において全国でも先駆的な取組であり、他県やほかの災害への発展性、波及性が高いと評価されています。

30日間で延べ8,500人のボランティア活動を実施し、農地の復旧に一定の成果をあげ、農業の再生・復興に寄与しています。



【農業ボランティア活動の様子】

「長野県みらいベース」を活用して寄付募集しませんか

長野県みらいベースは、個人・法人の皆様からの寄付を募り公共的活動を行うNPOへ助成する橋渡しを行っています。(URL <https://www.mirai-kikin.or.jp/>)

寄付を募りたい事業を、寄付募集サイト「長野県みらいベース」でPRしてみませんか。
イベントだけでなく、日頃の活動資金としてもご利用いただくことが可能です。

<これまでの寄付募集実績>

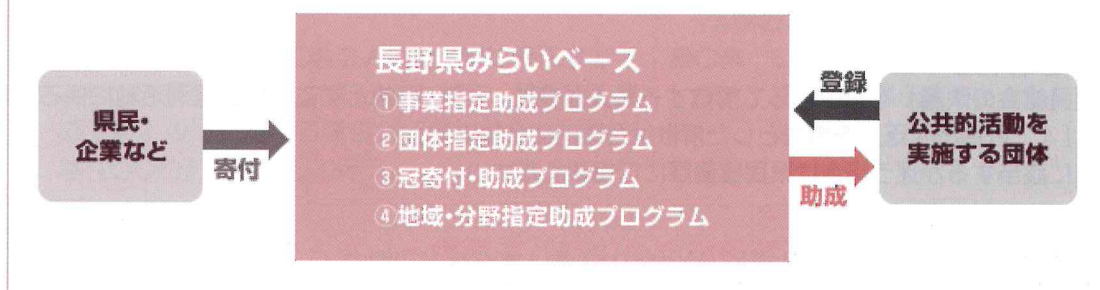
こども食堂の運営費に 162,000 円
アートプロジェクトの実施費に 603,000 円
子猫の保護、TNR 活動に 67,000 円

長野県みらいベースを活用し、平成 30 年度に支援をさせていただいた一例です。

<みらいベースをご活用いただくメリット>

- 長野県みらいベースを活用することにより、寄付者様は**税の優遇措置**を受けることができます。寄付者様の負担を少しでも軽くすることができます。
- 一般の方からの支援を募ることにより、自己資金で事業を計画していた以上に**事業を充実**させることが可能となります。

長野県みらいベースは、寄付者と公共的活動をする団体とをつなぎます



人財とNPOをマッチング!「長野県プロボノベース」をご活用ください!

専門的知識・技能を持つボランティア=プロボノと、NPOをマッチングするシステムとして、「長野県プロボノベース」を運用中です。(URL <https://www.mirai-kikin.or.jp/probono/>)

「ホームページをリニューアルしたい」「経理に不安がある」「子どもが農業を体験する事業を計画しているが、スタッフに農業経験者がいない」といった場合に、このWebサイトで**プロボノに協力を求める**ことが可能です。

また、社会貢献活動への協力のきっかけをお探しだったプロボノの皆様には、ご自分にあった活動を選んでご参加いただけます。

会計スキルを活かして、社会貢献したい!



長野県プロボノベース

団体に経理スタッフがなくて、困るなあ。



公益財団法人 長野県みらい基金

【長野事務所】長野市南長野幅下 692-2 県庁東庁舎 1 階

TEL : 026-217-2220 FAX : 026-217-2221 E-mail : info@mirai-kikin.or.jp

特定非営利活動促進法の施行から 20 年が経ち、「解散」を検討しているという相談が増えています。そこで今回は「NPO 法人の解散手続き」についてご説明します。



解散の事由 ～最初に検討すること

まず検討する必要があるのは、「解散の事由」です。解散の事由には以下の 7 つがあります。

- 1 **社員総会の決議**
社員総会で社員総数の 4 分の 3 以上の多数決議（定款で別の要件を定めていた場合は、その要件による）
- 2 **定款で定めた解散事由の発生**
- 3 **目的とする特定非営利活動に係る事業成功の不能**
目的である事業の成功が確定的に不可能となった場合。所轄庁の認定が必要。
- 4 **社員の欠乏**
社員が 1 人もいなくなった場合。
- 5 **合併**
- 6 **破産手続開始の決定**
- 7 **認証の取消し**

「1 社員総会の決議」を事由として解散する法人が多く、「3 目的とする特定非営利活動に係る事業成功の不能」「4 社員の欠乏」を事由とした解散は全国的にも稀です。どの事由に該当するか迷う場合は県民協働課にご相談ください。

解散の手続き ～「社員総会の決議」を事由としたとき

「1 社員総会の決議」を選択した場合の手続きは以下のとおりです。

- ① **社員総会を開催し解散の決議をする**
定款に定める手続きにより社員総会を開催してください。
～解散～
- ② 法務局で**解散登記・清算人の登記**をする
- ③ 長野県庁県民協働課に**解散届出書を提出する** ※解散・清算人の登記事項証明書を添付
～清算法人となる～
- ④ **債権・債務の整理**を行う
定款に定める方法及び官報で公告を行ってください。
- ⑤ 定款に定める方法で**残余財産の処分**をする
- ⑥ 法務局で**清算終了の登記**を行う
- ⑦ 長野県庁県民協働課に**清算終了届出書を提出する** ※清算終了の登記事項証明書を添付
～法人消滅～

Q&A

解散に関する書類はどこで手に入りますか。

→長野県HPに掲載しています。解散手続きの詳細も併せて掲載していますので、参考にしてください。

ホーム >暮らし・環境 > 県民協働・NPO > NPO 法人の設立・運営に係る申請・届出様式「法人の解散時に提出する書類」

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kurashi/shinse/npo/setsuritsu.html>)